(0法人)

指定要件をクリアし都道府県又は 市町村の条例で指定 指定NPO法人(6法人) 認定要件のうち運営要件をクリア 特例認定NPO法人(注)

(注)特例認定NPO法人は、設立の日から5年を経過しないNPO法人を対象に、公益要件(パブリックサポートテスト)以外の認定要件を満たすことで、1回に限り特例認定(有効期間は3年)を受けることができ、当該法人への寄附者は、税制上の優遇措置を受けることができる制度。

(58法人)

認定NPO法人

	NPO法人(認証)	指定NPO法人	認定NPO法人
1 対象	市内にのみ事務所を有すること	市内で活動するNPO法人	横浜市が所管しているNPO法人
2 要件	(1) 特定非営利活動を行うことを主たる目的としていること (2) 営利を目的としていない (3) 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと (4) 10人以上の社員を有すること (5) 暴力団又はその構成員等の統制の下にある団体ではないこと等	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア 下記両方を満たすこと (ア)地域等の課題の解決に資する特定非営利活動を行っている (イ)当該法人以外のものから支持されている実績がある イ 神奈川県又は県内の他市町村の条例で個別に指定されている こと (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等	(1) 公益要件(下記のいずれかを満たすこと) ア【相対値基準】経常収入額における 寄附金額等の割合が5分の1以上 イ【絶対値基準】年3,000円以上の寄附者が 年平均100人以上 ウ 指定NPO法人であること (2) 運営要件 運営組織、経理、事業活動、情報公開等
3 審査	(1)提出書類の縦覧 (2)書面上の形式審査	(1)提出書類の縦覧(2)書面審査(3)法人事務所等での実態確認調査(4)横浜市市民協働推進委員会の意見聴取(5)横浜市会での議決	(1)書面審査 (2)法人事務所等での実態確認調査
4 効果	法人格の取得 ※よこはま夢ファンド(横浜市市民 活動推進基金)への団体登録申請が 認められると、登録団体は事業助成 を受けられる。また、寄附をした個 人及び企業等に対しては、ふるさと 納税制度の適用が受けられる。 (認定、指定も同様に適用)	(1) 税制上の優遇措置(個人が寄附をした場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の8%分が市民税から 控除 ※県の指定も受けた場合は、寄附金額から2,000円を差し引い た金額の2%分が県民税から控除。 市民税と合わせ10%分の税額控除が受けられる。 (2) 認定NPO法人になるための公益要件を満たすこと	税制上の優遇措置 (1) 個人が寄附をした場合(税額控除の場合) 寄附金額から2,000円を差し引いた金額の 40%分が所得税から、8%分が市民税から、 2%分が県民税からそれぞれ控除。 (2) 法人が寄附をした場合 一般寄附金の損金算入とは別枠で損金算入。 (3) 相続人が寄附をした場合 寄附をした相続財産が非課税になる。 (4) 当該NPO法人 みなし寄附金制度の適用が受けられる。
5 有効期間	なし	5年間	5年間 切り
6 根拠法令	特定非営利活動促進法	地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続き等に関する条例地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特	みなし寄附金制度の適用が受けられる。 5年間 特定非営利活動促進法

定非営利活動法人等を定める条例

OT

条例の改正(予定)の内容について

法人の名称及び主たる事務所の所在地等を、次のとおり、「地方税法第314条の7第 1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例」の別表 の最後に追加します。

条例別表(平25条例38・平25条例68・平26条例33・平26条例84・平27条例43・平28条例35・平28条例66・平29条例25・平29条例48・平30条例43・平30条例63・令元条例7・一部改正)

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	横浜市市税条例第 29 条の 4 の 3 第 2 項の期間
特定非営利活動法人 こらぼネット・かながわ	神奈川区幸ケ谷4番地	平成27年1月1日から 平成32年6月30日まで
特定非営利活動法人 ワーカーズわくわく	瀬谷区南台一丁目 17番地 の3	平成28年1月1日から 平成33年6月30日まで
特定非営利活動法人 びーのびーの	港北区篠原北一丁目2番 18号	平成28年1月1日から 平成33年12月31日まで
特定非営利活動法人 ふらっとステーション・ドリーム	戸塚区深谷町 1,411 番地 の 5	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人 アクションポート横浜	中区山下町 94 番地	平成30年1月1日から 平成34年12月31日まで
特定非営利活動法人	戸塚区戸塚町 145 番地の	平成30年1月1日から
こまちぷらす	6	平成35年12月31日まで
特定非営利活動法人	磯子区汐見台二丁目3番	令和2年1月1日から
アイ・アム	<u>3号</u>	令和7年7月31日まで

条例別表の最後に、今回指定の申出があった法人の名称及び主たる事務所の所在地等を 追加します。